

新 旧 対 照 表

新	旧
高知県緑の青年就業準備給付事業費補助金交付要綱	高知県緑の青年就業準備給付事業費補助金交付要綱
<p>第1条～8条 略</p> <p>附 則 この要綱は、平成27年4月21日から施行し、同年4月19日から適用する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成28年3月18日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成29年4月6日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成30年4月12日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和5年3月23日から施行する。</p> <p><u>附 則</u> <u>この要綱は、令和8年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第1条～8条 略</p> <p>附 則 この要綱は、平成27年4月21日から施行し、同年4月19日から適用する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成28年3月18日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成29年4月6日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成30年4月12日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和5年3月23日から施行する。</p>

別表第1（第3条関係）

事業内容	補助期間	補助率	補助事業者	就業時の年齢	補助金の交付額	備考
林業又は木造建築関連分野への就業に向け、高知県立林業大学の基礎課程又は専攻課程において研修を受ける者に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。	1年間 (実質11箇月)	定額	高知県立林業大学の基礎課程又は専攻課程において研修を受ける者	35歳未満	1人当たり年間192.5万円以内（月当たり17.5万円を上限とする。）とし、補助の要件等の詳細は、別記1に定めるとおりする。	※1 基礎課程又は専攻課程（森林管理コース及び林業技術コース）において研修を受ける者には、国が交付する補助金を一部充当する。
				35歳以上 45歳未満		
				45歳以上 65歳未満	1人当たり年間165万円以内（月当たり15万円を上限とする。）とし、補助の要件等の詳細は、別記1に定めるとおりする。	※2 基礎課程又は専攻課程（森林管理コース及び林業技術コース）において研修を受ける者のうち、就業時の年齢の例外に該当する場合は、国が交付する補助金を一部充当する。

※1 国が交付する補助金

緑の青年就業準備給付金事業実施要綱（平成25年5月16日付け25林政経97号農林水産事務次官依命通知）及び緑の青年就業準備給付金事業実施要領（平成25年5月16日付け25林政経98合林野庁長官通知）に基づく補助金をいう。

※2 就業時の年齢の例外

就職氷河期世代（平成5年～平成16年に学校卒業期を迎えた世代）に属する者のうち、研修開始の前年度に「正規雇用を希望しながら不本意に非正規雇用で働く者」、「就業を希望しながら様々な事情により求職活動をしていない長期無業者」に限っては、就業時の年齢を問わない。

別表第1（第3条関係）

事業内容及び補助金の交付額	補助期間	補助率	補助事業者	就業時の年齢	備考
林業または木造建築関連分野への就業に向け、高知県立林業大学の基礎課程又は専攻課程において研修を受ける者に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。補助金の交付額は、1人当たり年間165万円以内（月当たり15万円を上限とする。）とし、補助の要件等の詳細は、別記1に定めるとおりする。	1年間 実質（11箇月）	定額	高知県立林業大学の基礎課程又は専攻課程において研修を受ける者	45歳未満 45歳以上 65歳未満	※1 国が交付する補助金を一部充当する。

※1 国が交付する補助金

緑の青年就業準備給付金事業実施要綱（平成25年5月16日付け25林政経97号農林水産事務次官依命通知）及び緑の青年就業準備給付金事業実施要領（平成25年5月16日付け25林政経98合林野庁長官通知）に基づく補助金をいう。

別表第2 略

別記1

(補助の要件)

第1条 知事は、次の要件をいずれも満たす補助事業者に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

(1) 高知県立林業大学校の設置及び管理に関する条例(平成27年高知県条例第4号)第2条に基づく高知県立林業大学校の基礎課程 **又**は専攻課程を卒業後、高知県内の林業(※1) **又**は木造建築関連分野(※2)への就業予定時の年齢が、原則65歳未満であり、林業 **又**は木造建築関連分野へ就業し、将来的にはその中核を担うことについての強い意思を有していること。

※1: 森林組合、林業事業体のほか、森林・林業振興に寄与すると認められる事業体等

※2: 総務省の国勢調査による分類方法における建設業(うち木造建築工事を行う事業所)及び土木建築サービス業(うち建築設計、設計監理等を行う事業所)のほか、木材需要の拡大に寄与すると認められる事業体等

(2) 第4条の規定により作成する研修計画(別記第1号様式)が次に掲げる基準に適合していること。

ア 高知県立林業大学校の基礎課程 **又**は専攻課程で研修を受けること。

イ 研修期間がおおむね1年、かつ、年間おおむね1,200時間以上であり、研修期間を通じて就業に必要な技術や知識を研修すること。

(3) 常用雇用の雇用契約を締結していないこと。

(4) 原則として生活費の確保を目的とした国の他の事業による補助等を受けていないこと。

(5) 過去に本事業で給付金の給付を受けていないこと。

別表第2 略

別記1

(補助の要件)

第1条 知事は、次の要件をいずれも満たす補助事業者に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

(1) 高知県立林業大学校の設置及び管理に関する条例(平成27年高知県条例第4号)第2条に基づく高知県立林業大学校の基礎課程 **また**は専攻課程を卒業後、高知県内の林業(※1) **また**は木造建築関連分野(※2)への就業予定時の年齢が、原則65歳未満であり、林業 **また**は木造建築関連分野へ就業し、将来的にはその中核を担うことについての強い意思を有していること。

※1: 森林組合、林業事業体のほか、森林・林業振興に寄与すると認められる事業体等

※2: 総務省の国勢調査による分類方法における建設業(うち木造建築工事を行う事業所)及び土木建築サービス業(うち建築設計、設計監理等を行う事業所)のほか、木材需要の拡大に寄与すると認められる事業体等

(2) 第4条の規定により作成する研修計画(別記第1号様式)が次に掲げる基準に適合していること。

ア 高知県立林業大学校の基礎課程 **また**は専攻課程で研修を受けること。

イ 研修期間がおおむね1年、かつ、年間おおむね1,200時間以上であり、研修期間を通じて就業に必要な技術や知識を研修すること。

(3) 常用雇用の雇用契約を締結していないこと。

(4) 原則として生活費の確保を目的とした国の他の事業による補助等を受けていないこと。

(5) 過去に本事業で給付金の給付を受けていないこと。

第2条 略

(補助金の返還)

第3条 知事は、前条の規定に基づき、既に交付した補助金の一部又は全部の返還を補助事業者に命ずるときは、次に掲げるところにより行うものとする。ただし、病気、災害等のやむを得ない事情があると知事が認めた場合はこの限りでない。

(1) 一部返還

ア 前条第1号から第3号までに掲げる事項に該当したときが、既に交付した補助金の対象期間中であるときは、残りの対象期間の月数分(当該要件に該当した月を含み、月単位で算出した額)の補助金の返還を命ずること。

イ 前条第4号に該当したときは、第7条に規定する報告に係る対象期間の補助金の返還を命ずること。

ウ 研修終了後1年以内に、原則45歳未満又は、別表第1※2に該当する場合で、高知県外の林業(専攻課程(木造設計コース)の研修を修了した者については木造建築)関連分野への就業をしたときは、県が交付する補助金(専攻課程(木造設計コース)については、基礎課程、専攻課程(森林管理コース、林業技術コース)と同額とする)の返還を命ずること。

(2) 全額返還

ア 補助事業者から中止届又は休止届が提出され、その理由がやむを得ないと認められない場合

イ 前条第5号に掲げる要件に該当した場合

ウ 研修終了後1年以内に、原則65歳未満で、林業(専攻課程(木造設計コース)の研修を修了した者については木造建築)関連分野への就業をしなかった場合

エ 研修終了後1年以内に、原則45歳以上65歳未満(別表第1※2に該当する場合を除く)で、高知県外の林業(専攻課程(木造設計コース)の研修を修了した者については木造建築)関連分野への就業をした場合。

オ 林業(専攻課程(木造設計コース)の研修を修了した者については木造建築)関連分野への就業を給付期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間継続しない場合

カ 第10条の規定による報告を適切に行わなかった場合

キ 虚偽の申請等を行った場合

第2条 略

(補助金の返還)

第3条 知事は、前条の規定に基づき、既に交付した補助金の一部又は全部の返還を補助事業者に命ずるときは、次に掲げるところにより行うものとする。ただし、病気、災害等のやむを得ない事情があると知事が認めた場合はこの限りでない。

(1) 一部返還

ア 前条第1号から第3号までに掲げる事項に該当したときが、既に交付した補助金の対象期間中であるときは、残りの対象期間の月数分(当該要件に該当した月を含み、月単位で算出した額)の補助金の返還を命ずること。

イ 前条第4号に該当したときは、第7条に規定する報告に係る対象期間の補助金の返還を命ずること。

ウ 研修終了後1年以内に、原則45歳未満で、高知県外の林業(専攻課程(木造設計コース)の研修を修了した者については木造建築)関連分野への就業をした場合は、県が交付する補助金(専攻課程(木造設計コース)については、基礎課程、専攻課程(森林管理コース、林業技術コース)と同額とする)の返還を命ずること。

(2) 全額返還

ア 補助事業者から中止届又は休止届が提出され、その理由がやむを得ないと認められない場合

イ 前条第5号に掲げる要件に該当した場合

ウ 研修終了後1年以内に、原則65歳未満で、林業(専攻課程(木造設計コース)の研修を修了した者については木造建築)関連分野への就業をしなかった場合

エ 研修終了後1年以内に、原則45歳以上65歳未満で、高知県外の林業(専攻課程(木造設計コース)の研修を修了した者については木造建築)関連分野への就業をした場合

オ 林業(専攻課程(木造設計コース)の研修を修了した者については木造建築)関連分野への就業を給付期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間継続しない場合

カ 第10条の規定による報告を適切に行わなかった場合

キ 虚偽の申請等を行った場合

ク 別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めた場合

第4条～第12条 略

ク 別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めた場合

第4条～第12条 略

第1号様式（別記1第4条関係）

研修計画

令和 年 月 日

高知県知事 様

住所：
[申請者] 氏名（自署）：
電話番号：
（生年月日： 年 月 日： 歳）

高知県緑の青年就業準備給付事業費補助金交付要綱別記1第4条第1項の規定に基づき、
下記のとおり研修計画の承認を申請します。

記

1 林業または木造建築関連分野に就業したいと思った理由

--

2 就業に係る計画

就業希望地	就業予定時期	年 月
希望する就業内容等	(希望する業種・業務内容等を記載)	

3 就業後の将来ビジョン

--

4 研修に係る計画

①研修内容等

名称	所在地
学科名	研修期間
(研修内容の概要)	

注：研修先が複数ある場合は、記入欄を追加して記入してください。

第1号様式（別記1第4条関係）

研修計画

令和 年 月 日

高知県知事 様

住所：
[申請者] 氏名（自署）：
電話番号：
（生年月日： 年 月 日： 歳）

高知県緑の青年就業準備給付事業費補助金交付要綱別記1第4条第1項の規定に基づき、
下記のとおり研修計画の承認を申請します。

記

1 林業または木造建築関連分野に就業したいと思った理由

--

2 就業に係る計画

就業希望地	就業予定時期	年 月
希望する就業内容等	(希望する業種・業務内容等を記載)	

3 就業後の将来ビジョン

--

4 研修に係る計画

①研修内容等

名称	所在地
学科名	研修期間
(研修内容の概要)	

注：研修先が複数ある場合は、記入欄を追加して記入してください。

②給付対象期間

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

5 その他

常用雇用の雇用契約の締結の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
生活費の確保を目的とした国による他事業の給付の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

注：有の場合は、給付金を受給することはできません。

添付書類

別添1：研修実施計画（高知県立林業大学校で実施される研修のカリキュラム、シラバス及び入学が認められていることを証明する書類の添付をもって、これに代えることができます。）

別添2：誓約書

別添3：履歴書

別添4：高知県内の県税事務所が発行する納税証明書

又は

県税完納情報の提供に係る同意書（※1）及び本人確認書類の写し（※2）

※1：税務課が別に定める「県税完納情報提供事務処理要領」における第4号様式。

※2：マイナンバーカード、運転免許証の写し等。

（注）マイナンバーカードは表面のみコピー（裏面はマイナンバーの表示があるため、提出は不可とする。）してください。

別添1～3 略

第2号様式～第10号様式 略

②給付対象期間

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

5 その他

常用雇用の雇用契約の締結の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
生活費の確保を目的とした国による他事業の給付の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

注：有の場合は、給付金を受給することはできません。

添付書類

別添1：研修実施計画（高知県立林業大学校で実施される研修のカリキュラム、シラバス及び入学が認められていることを証明する書類の添付をもって、これに代えることができます。）

別添2：誓約書

別添3：履歴書

別添4：高知県内の県税事務所が発行する納税証明書

別添1～3 略

第2号様式～第10号様式 略